

規則

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十六号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第十一条第二項中「様式第九号」を「様式第十号」に、「様式第十号」を「様式第十一号」に改め、同条を第十二条とする。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条を第九条とする。

第七条第四号を削り、同条を第八条とする。

第六条中「様式第七号」を「様式第八号」に、「様式第八号」を「様式第九号」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「又は」を、「」に改め、「第三条の三第一項」の下に「又は第三条の四第一項」を加え、「様式第六号」を「様式第七号」に改め、同条を第六条とする。

第四条第一項中「様式第五号」を「様式第六号」に改め、同条を第五条とする。

第三条第一項中「様式第四号」を「様式第五号」に改め、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（営業者たる譲渡人の地位の承継承認申請書の様式等）

第三条 省令第一条の三第一項の申請書の様式は、様式第四号のとおりとする。

2 前項の申請書には、省令第一条の三第二項の書類のほか、当該申請に係る施設の敷地の周囲おおむね百五十メートルの区域内に存する法第三条第三項各号に掲げる施設、主要建物及び道路を示す見取図を添付しなければならない。

様式第一号中 「 年 月 日 生年月日
電 話 を 電 話 」

（法人にあつては省略） ひ、 「第8条第1項ただし書」を「第9条第1項ただし書」に改め、

11 申請理由の別	新規	営業譲渡
12 (営業譲渡の場合) 3～5及び10について既存の営業からの変更の有無	変更あり	変更なし

を削り、同様式の添付書類3を削り、同様式の注を次のように改める。

注 法人の場合は、登記事項証明書を提示してください。

様式第二号中「第8条第1項ただし書」を「第9条第1項ただし書」に改める。

様式第十号中「第11条」を「第12条」に改め、同様式を様式第十一号とする。

様式第九号中「第11条」を「第12条」に改め、同様式を様式第十号とする。

様式第八号中「第6条」を「第7条」に改め、同様式を様式第九号とする。

様式第七号中「第6条」を「第7条」に改め、同様式を様式第八号とする。

「第3条の2
第3条の2第1項
を
第3条の3
第3条の3第1項」
様式第六号中「第5条」を「第6条」に、
第3条の3第1項」
第3条の4

第1項

第1項 に改め、同様式を様式第七号とする。

第1項」

様式第五号中「第4条」を「第5条」に改め、同様式を様式第六号とする。

様式第四号中「第3条関係」を「第4条関係」に改め、同様式を様式第五号とす

る。

様式第三号の次に次の様式を加える。

様式第4号（第3条関係）

旅館業承継承認申請書（事業譲渡）		
（宛先） 埼玉県 保健所長		年 月 日
<譲受人> 住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 生年月日（法人にあつては省略）		
<譲渡人> 住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称及び代表者氏名		
下記のとおり営業者の地位の承継について承認を受けたいので、申請します。 記		
1 譲渡の予定年月日	年 月 日	
2 営業施設の名称		
3 営業施設の所在地		
4 許可番号及び許可年月日	指 令 第 号 年 月 日	
5 旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容	有・無	
6 施設の敷地の周囲おおむね150メートルの区域内に在する学校、児童福祉施設及び社会教育施設その他の施設で旅館業法施行条例で定めるもの、主要建物並びに道路を示す見取図（2,500分の1の縮図） 別紙のとおり		

- 添付書類
- 1 旅館業の譲渡を証する書類
 - 2 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款又は寄附行為の写し

附 則

- 1 この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の旅館業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。